

社会福祉法人安寧役員及び評議員の報酬等に関する規程

(平成 29 年 6 月 22 日規程第 3 号)

社会福祉法人安寧役員及び評議員の費用弁償等に関する規程の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人安寧（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づく、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 15 条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 5 条に定める評議員をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（昭和 18 年法律第 49 号）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 法人は、役員及び評議員には職務執行の対価として、報酬を支給することができる。ただし、賞与及び退職手当は支給しないものとする。

(報酬の額)

第 4 条 役員及び評議員の報酬は、別表第 1 に定める額とする。

(職員を兼ねる役員報酬)

第 5 条 職員を兼ねる役員の報酬については、この規程を適用せず、給与規程を適用する。

(費用の弁償)

第 6 条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 前項の費用のうち、職務遂行にあたり出張を命じられた場合の旅費交通費は、法人の旅費規程を準用するものとする。ただし、日当については、この規程の費用弁償の額を適用するものとする。
- 3 法人は、役員及び評議員が評議員会又は理事会若しくは監事監査に出席した場合には、費用弁償として支給することができる。
- 4 法人は、職員を兼ねる役員には、この規程は適用しない。

(費用の額)

第 7 条 役員及び評議員の費用については、別表第 2 に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第 8 条 理事長の報酬等（旅費を除く。）は、毎月 25 日に支払うものとする。ただし、支給日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前において、最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 非常勤役員（理事長を除く）及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

3 法人は、災害その他特別の事情により、その必要を認めるときは、第1項の支給日を変更することができる。

（報酬等の支給方法）

第9条 報酬等は、通貨をもって本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

（報酬の日割り方法）

第10条 理事長が新たに就任した場合には、就任の日から報酬を支給するものとする。

2 理事長が退任し又は解任された場合には、退任し又は解任された日までの報酬を支給するものとする。

3 第1項及び第2項の規定に基づき支給する場合の報酬額は、月額報酬の対象とする期間の日数を基礎として日割りによって計算するものとする。

（端数の処理）

第11条 前条の規定に基づき計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、次の各号に掲げる処理をするものとする。

(1) 50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 50銭以上の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

（情報の公開）

第12条 法人は、この規程をもって社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬等の支給基準として、法第59条の2第1項第2号の規定に基づき、公表する。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

（委任）

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1

非常勤役員及び評議員の報酬

| | | | |
|-----|-------------------|----|----------|
| 理事長 | 理事長業務、理事会、評議員会等出席 | 月額 | 100,000円 |
| 理事 | 理事会、評議員会等出席 | 日額 | 10,000円 |
| 監事 | 理事会、評議員会等出席 | 日額 | 10,000円 |
| | 監事監査業務出席 | 日額 | 10,000円 |
| 評議員 | 評議員会出席 | 日額 | 10,000円 |

別表第2

役員及び評議員の費用弁償

| | | |
|--------------------|---|-----------|
| 役員、評議員 (理事長を除く) | 1 評議員会又は理事会に出席した場合 2 監事監査を実施した場合並びに所轄 庁等の実地指導に立ち会った場合 | 日額 2,000円 |
|--------------------|---|-----------|